

半導体産業振興のための人材確保緊急対策事業(県内半導体関連企業プロモーションツアー)
【企画作成仕様書】

1 委託業務名

半導体産業振興のための人材確保緊急対策事業（県内半導体関連企業プロモーションツアー）

2 目的

本業務は、県内外の理工系学生を対象に、県内半導体関連企業の魅力を知ってもらうプロモーションツアーを実施し、県内半導体関連企業の人材確保に向けた支援を行うことを目的とする。

3 委託業務内容

(1) 事業の実施

理工系学生が県内半導体関連企業を訪問し、工場等の施設見学や企業担当者との交流等を通じて、各企業の魅力を知る機会を創出するプロモーションツアーを実施。

ア 実施時期

- ・令和4年11月から令和5年3月までの間の平日。

イ 実施方法

- ・大型バスにより、参加者を県内半導体関連企業へ案内する。

ウ 実施内容

- ・1回あたり3社程度を目安に、理工系学生が県内半導体関連企業を訪問するプロモーションツアーを企画・実施すること。
- ・プロモーションツアーにおいては、企業ごとに、以下の内容を盛り込むこと。
 - ①企業概要説明
 - ②工場等の施設見学
 - ③企業担当者と参加者との意見交換
- ・実施に当たっては、受入企業と事前に打ち合わせを行い、当日のスケジュール等を共有するとともに、参加者の引率、進行等を行い、円滑な事業運営を図ること。
- ・参加者の昼食（弁当・茶等）及び昼食場所を手配すること。

エ 実施回数

- ・計9回

オ 実施目標

- ・参加企業 合計25社以上
- ・参加者数 各回20名以上

(2) 受入企業の募集・決定

ア 受入企業については、福岡県半導体・デジタル産業振興会議（以下「振興会議」という。）にて募集を行い選定する。

イ 受託事業者は、振興会議が選定した企業と個別に打ち合わせを行い、振興会議と協議の上、具体的な行程及び内容を決定する。

(3) 参加者の募集・決定

ア 参加対象者は次のとおりとする。

- ①大学：学部2～3年生、修士課程1年生
- ②高等専門学校：3～4年生、専攻科1年生
- ③上記学校の教員

イ 募集に当たっては、多くの参加を促すため、県内大学・高等専門学校へ個別に案内するとともに、ホームページ等により広く周知、広報を行うこと。

ウ 各企業が求める人材に応じて、特定の学科等の学生を重点的に募集するなど創意工夫を行うこと。

エ 募集が定員を上回る場合は、振興会議と協議の上、参加者を決定すること。

(4) 事業の管理運営

ア 参加者への周知、広報のため、県内半導体関連企業プロモーションツアーの専用ページを作成し、開催概要等を掲載すること。

イ 専用ページには、申し込みフォームを整備するなど、ページ上で参加申し込みが可能な機能を付与すること。

ウ プロモーションツアー開催に必要な機材、消耗品、資料等を準備すること。

(5) 受入企業及び参加者へのフォロー

ア 受入企業及び参加者に対しては、当日の流れ等を事前に案内すること。

イ 受入企業及び参加者に対するアンケートを実施し、企画運営の参考とするとともに、振興会議へアンケート結果を報告すること。

ウ 参加者のアンケート結果について、受入企業へ報告すること。

4 実績報告等

(1) 定期報告

プロモーションツアーに係る実績は、開催後速やかに、またアンケート結果等の集計に期間を要する実績については、毎月5日（5日が祝日又は週休日の場合は翌営業日）までに前月末までの実績を集計し、報告すること。

ただし、3月の実績については、「(3) 実績報告書等」に定める事業実績報告書の提出をもって報告するものとする。

(2) 随時報告

本業務の実績、進捗状況、業務運営に当たっての課題・問題点等について、各プロモーションツアー終了後に受託事業者で検討を行い、振興会議からの要求の有無に関わらず、随時報告すること。

(3) 実績報告書等

ア 令和5年3月28日までに振興会議に次の書類を提出すること。

- ・委託業務完了報告書
- ・収支精算書
- ・事業実績報告書

イ 上記書類は、紙媒体（A4判）及び電子ファイル（Word、Excel、PowerPoint いずれかのファイル形式及びPDF形式）にて提出すること。

5 再委託について

本業務の実施において再委託を行う場合は、事業者の選定は公正に行い、あらかじめ振興会議の承認を得ること。

また、再委託事業者へ研修会等を実施し、進捗管理の徹底及び事業間連携を図ること。

6 苦情対応体制の整備

- (1) 本業務の実施に係る苦情対応体制を整備し、業務開始前に書面により振興会議に報告すること。なお、苦情対応体制の整備に当たっては、苦情対応責任者（正・副）、報告・連絡体制を盛り込むこと。
- (2) 本業務の実施に当たって、苦情等が発生した場合は、速やかに振興会議へ報告の上、対応について協議するとともに、苦情等の申出者に対しては誠実な対応に努めること。
- (3) 苦情対応を行った場合は、その経過、対応策及び今後の業務改善策や問題・課題解決策を取りまとめ、文書により速やかに振興会議へ報告すること。

7 実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、委託者である振興会議の監督・指示に従わなければならない。また、振興会議からの質問や臨時の検査、資料の提示等の指示に従わなければならない。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係法令及び県の条例等を遵守すること。
- (3) 事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。
- (4) 本事業に関し、受入企業や参加者の情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、事業の目的の達成に必要な範囲内で行うこと。
- (5) 本業務により得られた成果は、振興会議に帰属するものとする。
- (6) 振興会議が事業の運営上必要な措置を講ずるべき事案が発生したと判断した場合は、受託事業者は、振興会議の指示に基づき迅速かつ適切に対応しなければならない。
- (7) そのほか、本仕様書に定めのない事項については、振興会議と受託事業者が協議し、決定するものとする。

8 新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る対応について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で事業を実施すること。また、県が別途指定する措置について、適切に講ずること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、事業遂行が困難と考えられる場合は、事業内容について協議の上、変更する場合があること。